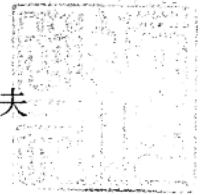


岡山市告示第 889 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 9 月 5 日

岡山市長 大 森 雅 夫

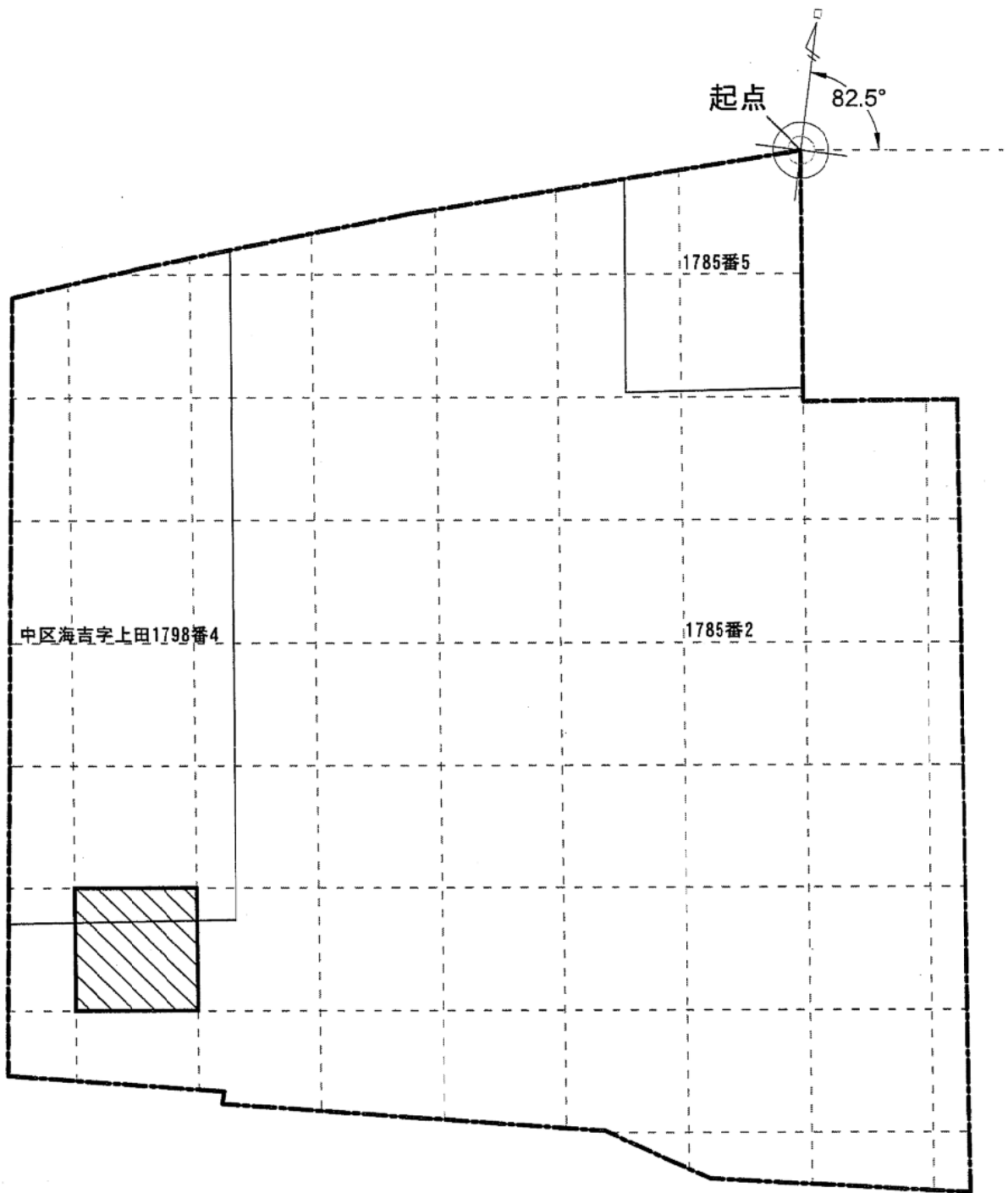


1 指定する区域

中区海吉字上田 1798 番 4，1785 番 2 の各一部 （別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ シス-1, 2-ジクロロエチレン
- ・ 鉛及びその化合物



凡例

--- 単位区画

--- 敷地境界

▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、岡山市中区海吉字上田1785番5の最北端とした。

【格子の回転角度(82.5度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。